

# SWS 地下水位測定技術協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人SWS地下水位測定技術協会（以下、「本会」という）と称する。

(所在地)

第2条 本会は、事務局を「大阪府豊中市」内に置く。

(協会の目的)

第3条 本会は、地下水位測定技術の研究及び情報交換を行い、正確な地盤情報を得ることにより、適切な宅地地盤評価を行うとともに、会員相互の親睦、他団体との効率的な連携、国際交流の推進を図り、もって地下水位測定業界の発展と地位向上に寄与することを目的とする。

(協会の業務)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の業務を行う。

- ①地下水位測定技術に関する研究会、講習会の開催
- ②地下水位測定技術に関する情報収集・統計処理
- ③地下水位測定技術に関する教育事業及び資格認定事業
- ④測定機器、センサー等の電子応用機器のレンタル、監理、メンテナンス
- ⑤会員に対する情報提供、助言、指導
- ⑥その他、本会の目的を達成するために必要とする事業

## 第2章 本会の構成

(会員の種別)

第5条 本会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- ①正会員 本会の目的に賛同して入会した個人または法人
  - ②特別会員 本会の地下水位測定を展開するために入会した個人または法人
  - ③賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または法人
  - ④学会会員 本会の目的に関する高い見識を有する個人
  - ⑤名誉会員 本会に功績のあった者または学識経験者で社員総会において推薦され入会した個人または法人
2. 本会の正会員は、地盤・地質の公正かつ適切な評価・判定のための地下水位測定技術を研究、応用することに関心のある事業者または事業関係者を対象とする。
3. 本会の特別会員は、地盤調査に深く係わる事業者又は事業関係者を対象とし、地下水位測定を行えるものとする。

(入会)

第6条 本会への入会に関する手続きは以下の通りとする。

- ①正会員として入会しようとする者は、本会が定める入会申請書類を使用して本会事務局に申し込み、理事の過半数による承諾を得るものとする
- ②特別会員として入会しようとする者は、本会が定める入会申請書を使用して本会事務局に申し込み、別に定める本会の特別会員認定規定に準じて認定を得るものとする
- ③賛助会員及び学会会員は、本会が定める入会申請書類を使用して本会事務局に申し込み、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

- 第7条 1. 入会金は正会員金 10 万円、特別会員及び賛助会員は金 3 万円、学会会員は金 1 万円とする。
2. 年会費は、正会員、特別会員、賛助会員は金 36,000 円（消費税別）とする。学会会員は金 12,000 円（消費税別）とする。新規入会者は入会時に、既存会員は年度更新時に納

- める。年度途中の退会であっても年会費の返還は行わない。
3. 本会の平常時または臨時の活動等により、運営費に不足が生じる恐れがある場合は、理事会の決定により、会費の追加徴収ができるものとする。

(実費の負担)

第8条 特別会員が、2箇所以上で本測定法を運用するために行う測定者技術講習や認証などの追加的に生じる費用についてはその会員が実費を負担するものとする。

(会員の住所等の届出)

第9条 本会の会員は、所定の書式により法人においては、その法人名、代表者名、住所を個人においては、その氏名、住所を届出なければならない。届出事項に変更が生じたときもその事項につき同様とする。

(喪失)

第10条 会員は、次の各号の一つに該当するときは会員資格を喪失する。

- ①退会したとき
- ②解散したとき
- ③破産、支払い不能、その他事業の継続が困難な事態が生じたとき
- ④除名されたとき

(会員の義務)

第11条 本会の会員は、次の義務を負う。

- ①本測定法の普及に努めるとともに、第4条に定める協会の義務に積極的に協力すること
- ②本会に係る機密事項並びに本測定法使用の際に知り得たあらゆる機密事項を第三者に漏洩しないこと
- ③本会の会則を遵守すること

(退会)

第12条 会員が、本会から退会しようとするときは、1ヶ月前までに理由を付して事務局に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において理事総数の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

- ①本会の規則、義務に著しく反したとき。
- ②本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 SWS 地下水位測定実施

(測定法の実施)

第14条 特別会員は、SWS 地下水位測定法「ちかちゃん」を用いて測定実施ができる。

(測定技術の向上)

第15条 測定実施で得た地下水位測定に関する情報を技術向上の目的に、本会へ報告することを協力する。

### 第4章 委員会

(委員会の設置)

第16条 本会の業務を遂行するために、理事会の承認を得て委員会を置くことができる。

### 第5章 解散

(解散)

第17条 本会は、以下の理由により解散する。

1. 総会の決議
2. 法人の合併により当会が消滅する場合

3. 会員が一人もいなくなったとき。

## 第6章 付則

(会則の変更等)

第18条 本会の会則を変更する場合は、理事会の決議を経て総会に諮るものとする。

(規則及び細則)

第19条 本会の会務運営に必要な規則及び細則は、理事会の決議を経てこれを定める。

(施行時期)

第20条 本会則は、平成23年7月7日より施行する。